



商店街の魅力を高める取組を応援します！

～令和8年度神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金の案内～

商店街の集客力の強化を図るため、未病改善、共生社会、インバウンド、脱炭素社会、小規模団体の取組、商店街が連携して実施する取組、日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組など商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援

■補助金の活用事例



こども秋祭りの開催

■応募期間

令和8年3月2日(月曜日)～4月16日(木曜日)※消印有効

※応募いただいた事業計画の中から、選考委員会における審査を経て、支援対象事業を採択します。

募集要項・申請様式などは県ホームページに掲載しています。



神奈川県 商店街 魅力アップ

検索

■補助額、補助率等

補助額の上限

250万円※

※「小規模団体の取組」は50万円

補助額の下限

5万円

補助率

補助対象経費の

1/2以内※

※「賑わい創出事業」は1/3以内

補助対象経費(例)

- ・ イベント等に出演するパフォーマー等への出演費用
- ・ 広告物、看板等の作成費用
- ・ 事業遂行のために採用したアルバイト代に係る経費
- ・ 事業遂行のために使用する会場の使用料 ほか

裏面もご覧ください→

■補助対象者

商店街 等

(例) ○○商店会、○○商店街連合会、○○商店街振興組合、○○実行委員会 等

■補助対象事業

①販わい創出事業

販わい創出のために新たに行う取組

(例) 専門店を営む店主がプロのコツを教えるミニ講座の実施

②重点取組事業

次のいずれかの取組を重点的に行う事業

未病を改善する取組、共生社会の実現に向けた取組、インバウンドへの取組、脱炭素社会の実現に向けた取組、小規模団体の取組、複数の商店街団体等が連携して実施する取組、日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組

(例) 脱炭素社会の取組をしている店舗を巡るスタンプラリーの実施

■主な補助要件

- ・応募する年の3月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること。
- ・概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。
- ・補助終了後3年間にわたって補助事業の効果を検証すること。
- ・商店街の「歩行者通行量」、「年間売上高」及び「地域住民の満足度等」について、事業実施の効果が継続して見込まれること。
- ・重点取組事業に応募の場合は、それぞれ個別の注意事項（募集要項に記載）に対応し、選択した重点取組事業であることを事業実施時に対外的に周知すること。
- ・過去にこの補助金を3年間活用した事業でないこと。

など

■注意事項

- ・街路灯やアーケードの建替え、LED電球への取替え又は改修等、施設の整備のみに関する事業は補助の対象外です。
- ・応募した事業の採択を受けた場合は、事業に着手する前の令和8年11月2日(月曜日)までに申請書と必要書類を提出していただきます。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先まで、お気軽にお問い合わせください。
「事業の進め方がわからない」など、実施方法等のご相談も受け付けています。

<問合せ先>

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話：(045)210-5612(直通)

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/r08boshu.html>